

京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第三十卷 第五號

大正十一年十一月一日發行

論叢

租税に於ける補完作用に就て

法學博士 神戸正雄

植民政策是非

文學博士 原勝郎

利潤の經濟的及び道德的性質

法學博士 田島錦治

進歩か退歩か

法學博士 財部靜治

農業勞働問題

法學博士 河田嗣郎

時論

地方税制度の整理を論ず

法學博士 小川郷太郎

說苑

大邱の令市に就いて

經濟學士 黒正巖

雜錄

滿洲に於ける支那商店の帳簿

法學士 大森研造

社會主義の分類

經濟學士 小林輝次

獨逸大都市に於ける離婚數の激増

法學士 汐見三郎

農業勞働問題(五)

河 田 嗣 郎

三 農業勞働の權利と農業勞働運動

農業勞働問題の意義と、之を形造る主要素が、前數節に於て論示する所の如きものとすれば、此の問題に於ても、亦彼の工業勞働問題に於けると同じやうに、勞働者の權利に關して、法制上や實地政策上、之を承認し確定し促進し助長すべきものと同時に、勞働者の之に關する要求と自助的運動との起り來るべきことは、謂はゞ當然のことに屬する。

而して農業勞働問題は、前に之を詳論したやうに三方面の意義を有するものであるから、農業勞働者の權利に關する問題も、亦此の三方面に對する顧慮が拂はれなければならぬ。即ち農業勞働問題も亦一般勞働問題の一方面たるに過ぎぬのだから、其の勞働の權利に關する問題に於ても、一般的に勞働の權利として考へらるゝ所のものは、農業勞働にも當嵌まる譯で、從て權利保障に關する法規の如きに於ては、工業勞働に對して作られたるものが、直ちに農業勞働に對する模範とならなければならぬのだけれども、然しその場合更に、農業勞働問題に關する特別の顧慮

の拂はるべきものあるを否み難いのである。而して其の顧慮は、一面には労働者に對するものであり、一面には經營者に對するものであり、又一面には廣く社會一般に對するものでなければならぬのである、

更には又、農業労働には、其の特性よりして之を考へて、工業方面に於ては、之を見ることを得べからざる特殊の問題を、労働者の權利關係に於ても、見ることを忘れてはならぬのである。

總べて斯かる意味に於て、農業労働に關しては、其の特性に對する顧慮よりして、一般労働問題に於けるものとは多少その趣を異にせる所のもの、乃至は一般労働問題に於ては終に之を見るを得べからざる所のものが、労働の權利關係に於ても、表現するを否み難いとするならば、此の關係に於ても、亦此所に、特殊の研究を進めて行く必要と餘地との、存するものとせなければならぬ。

仍て少しく之を改へて見るに、農業労働の權利方面に關して、先づ第一に問題となる所のものは、労働契約に關するものである。而してその問題は、一方に於ては労働者側の労働給付に關する問題として、他方に於ては、労働に對する報酬としての勞賃に關する問題として、表はれて來なければならぬ。

然るに今若し、労働の權利を法規の力に依てどうかしやうといふ場合には、労働の給付に關しては、之を如何ともすべき餘地がない。即ち法規の力を以て労働者を強制して労働に就かしむることも出来なければ、又その條件を強制的に一定することも許されぬ。若し労働者をして誠實に従て十分に其の労働給付義務を果さしめんと欲するならば、たゞその徳義心に訴へ、その責任觀念に依て、之を爲し果さしめるより外はない。昔時は、此點に關して法規の設けられたるあり労働契約に於ける労働給付の側に對しても、法の束縛と強制とが行はれ、例へば獨逸の諸聯邦に之を見たる下男規定ゲジンデ、ハルトスンクの如きものがあつたけれども、今や斯かる封建的な強制法規は、廢止されてしまつて、所謂自由契約の原則が、此の關係に於ても確定さるゝことゝなつてしまつたのである。即ち彼の下男規定の如きに於ては、農業労働者は法規的に其の人格自由が束縛せられ、雇傭關係の存續、其の労働義務の履行等に關しては、労働者の自由意思に大いなる制限が加へられて、狹りに雇傭關係を解除すれば、刑法上の制裁を受けなければならぬことゝなつて居た。けれども、斯かる法規が現時の一般法律觀念に適合せざるものたることは、議論の餘地なき迄に明白なることであるから、獨逸の此の法規の如きも、一九一八年十一月十二日に於ける革命政府の宣言に依つ(R. G. Bl. S. 1303)廢除33)せられ、農業労働者の契約違反が刑罰を以て防がるゝことはなくなつて、たゞ民事上の損害賠償の問題を起せば、起し得るに過ぎざるものとなつてしまつ

33) Dr. Mendelson, Der gegenwärtige Stand der Landarbeiterfrage, Berlin, 1919, S. 6

た。我國その他の諸國の如く、夙に此種の封建的規定が廢除されて、農業労働者に對しても、法律上の自由の與へられたることに於て、他の人々に對すると異なる所なきものに在つては、労働の給付に關する法規上の強制は、今や全く之を見ることが出來ぬのである。

然るに他方労働に對する報酬に關する方面に在つては、法的規律は或程度迄は能く行はれ得べき餘地がある。然しこれとても亦或程度までのことであつて、然かもその程度は餘り廣大なるものではない。即ち労働の報酬としての勞賃の額といふことは、勞賃問題に於ては最も重要な點であるに拘らず、此額を法規的に一定することは出來得べからざるもので、たゞ彼の最低賃金制の如きが規定され得て、勞賃額に對する一定の標準を與へ、一定の制限を附し得るに過ぎぬ。これ以外に於ては、農業といふ業務が分散的で、無數の小規模經營が行はるゝものたるの事情よりして、勞賃額に關する法的規律は容易に行はれ難い。けれども彼の勞賃の形式に關することや、其額の算定方法に關することやに於ては、法的規律は、比較的容易に行はれ得るものとする。その大體に就いては、前節に勞賃問題を論する場合に之を明かにした通りである。

事情右の如くなるが故に、労働契約の關する労働者の權利は、所詮は、労働者自ら之を衛り之を進むる外はなく、茲に問題は轉じて、農業労働者の結社及び罷業權に關する問題とならざるを得ない。即ち現今一般的に労働問題の解決、特に労働者の權利主張の爲めには、労働者の組合運

動其他に依る自助運動の必要缺ぐべからざる所たるが如く、農業労働問題に於ても、労働者の自助運動といふことは、いつも問題の窮局として表はれ來らざるを得ない。

而して現今一般的に労働者は、組合運動を興すべき結社の自由を有し、同盟罷業をも行ひ得べきことは、固よりその権利として認められたる所で、積極的に之を禁止する法規の存せざる限り其の権利が許容せられたるものたることは、憲法の精神よりして明かなる所である。されば農業労働者と雖も、其例に漏るべき筈なく、工業労働者が結社及び罷業の権利を有するが如く、農業労働者も亦均しく之を有するものとする。たゞ従前の普露西其他多くの獨逸聯邦の如く、明かに之を禁止する法規の存在したる所に在つては、農業労働者は獨り繼子扱的に、その現今の一般的權利をすら享有することが出来なかつたのである。然し今や獨逸諸聯邦に在つても、前に述べたる一九一八年十一月十二日の革命政府の宣言に依て、斯かる農業労働者の權利を制限する特別法規は、爾今悉く其の效力を失ふべきものたるが、明かにせられた。

我國の如きに在つては、工業労働者たると農業労働者たるとの別なく、一般的に何等労働者の組合的結社を禁止し、又その罷業權を否認する特別法規の存在するものはないから、工業労働者が此の權利を享有せるが如く、農業労働者も亦之を有して居るのである。たゞ未だ工業労働者に對しても、積極的に其の組合組織を規律すべき準則的法規の制定されたものなきと同時に、農

業労働者の組合組織に關しても、何等その準則たるべきものゝ設けられて居らぬ迄のことである。然し組合組織の準則が缺けたればとて、それが爲めに組合を組織する權利が否認されたりと見ることは出来ぬから、其の權利の認められたることは、帝國憲法の明文に照して、帝國臣民は等しく結社の自由を有するといふ一般原則より推して、之を知るに難からざる所とする。而して彼の罷業權に至つても、治安警察法の明文などに牴觸せざる限りに於て、そがやはり一般原則的には、法規上容認されたる所たるは明かなりとする。農業労働者に關して固より何等例外はないのである。

何れにしても、從來既にそうであつたが如く、今後に於ては益々以て、農業労働問題の解決の爲めには、特に労働者の權利の維持増進の爲めには、其の組合運動其他に依る自助運動が必要となり、その必要は、毫も工業の労働者に於けると遜色なきことは、十分に之を理解せなければならぬ所に屬する。即ちその理解はたゞに研究者に取つて必要なるのみならず、労働者に取つても經營者に取つても、將又國家社會に取つても、共に大いに必要な所たるを忘れてはならぬのである。

茲に於てか私は、從來農業方面に於ける労働運動の最も早くより行はれ、或意味に於て、他諸國に比しその最も大いなる發達を遂げ來れる伊太利の狀況に就いて、少しく詳かに之を觀察する

ことの、徒爾ならざるを思ふ。

伊太利の農業労働問題

伊太利の農業労働問題を知らむが爲めには、先づ以て其の農業一般状態を窺つて見なければならぬ。仍て之を致ふるに、伊太利に在つては、土地の所有と農業經營とが、古くから分離してしまつた。そして土地所有は大地主制となり、農民の多數は之を小作する外に道なきことゝなつたのである。尤も同國の統計上では、自作農家が多いやうに見ゆるけれども、之は主として山岳地に行はれるに過ぎないで、然かも此等は多くは共有地 (Allmende) の分割所有に起原するものである。而して自作農民と稱せらるゝ者の中に在つて、其の大多數は、實は過小農地を耕作し、然かも自作ばかりでは生計を立つるを得ないで、自作は雇傭労働の餘暇に之を營み、たゞ僅かに失業其他の雇傭労働の需要不足に對する保險として、自作を營むで居るに過ぎぬ。又伊太利人は都市的生活を好む民族なるが爲めに、小作人労働者に至る迄、田舎的市街を作つて住居して居るが、地主も亦同様に、大抵は所有地以外の都市に生活し、所有地の管理は人任せにして、多く之に注意を拂ふことなく、所謂不在地主たるを例とする。此の状態は南方地方に至るほど著明である。Lombardiei に於ける米作の如きも、土地の所有者に依て自作經營せらるゝは一割に過ぎないで、他の九割は小作に附せられて居る。耕作に必要な労働は、その一部分は、其地に居住し

て居て勞賃も實物給與に依て之を得る所の農地所屬勞働者に依て行はれ、その一部分は、自由なる日傭勞働者に依て行はれる。

北部地方には、地主と小作人と分益小作人と雇傭勞働者とが對立併存し、相互間の社會的間隔は甚大である。又相互間の關係は全く契約的で事務的たるに過ぎぬ。中部地方には分益小作制 Mezzadri が廣く行はれ、地主と分益小作人との關係は、まだよほど封建的で、小作はたゞ舊來の慣行に依て行はれ、子々孫々に相續されて行く。地主は主人で小作人は從者のやうである。然し近時事情は漸く變化し、兩者の關係は契約化せむとしつゝある。南部伊太利に在つては、純然たる大地主經濟が行はれ、土地は甚だ粗放的に移轉勞働者に依て耕作されて居る。地主は大部分不在地主で、たゞ土地の獨占所有者たるに過ぎぬ。從て地方に依つては、地主はたゞ土地の所有者たる名義を有するばかりで、百姓は封建時代から引續いて其地に土着して之を使用して居たもので、所有權者は所謂上級所有者 *dominium directum* たり、百姓は所謂用益權者 *dominium utile* たる關係を有するものがある。然るに新しき法律は、地主に對して現時の意味に於ける完全なる所有權を認め、百姓の土地使用權 *usi civis* を無視した爲めに、百姓は之に對して大いなる不平を起し、社會主義者等之を煽動したるが爲めに、終に方々に百姓の同盟會が生れ、其の利益の擁護と權利の主張とを爲すを以て任務とする結社を見るに至つた。從て土地問題は今後下手に進むと、

露西亞やルーマニアなどに於けるやうな、激甚なる農業不安を齎す恐があるのである。

試に首府羅馬の周圍を取繞いて居る所の有名なるカムバニア Campagna の野を見るがいゝ。恐るべき粗放農業は終に其地をしてマナリアの本場たらしむるに至つた。即ち全面積二十萬町歩に渉るカムバニアの野は、僅か八名の不在地主に依て其半を所有されて居る。そして農區は四千乃至八千町歩を以て一區とせられて小作に附せられて居るが、其の小作は中間に商人的なる請負小作人が居て小作料の上前をはねるを業として居る。斯くて耕作不十分なるが爲めに諸所に水溜が出来て、蚊軍の養生所となり、マナリアで寄り附けぬ所となつてしまつたのである。

最後にシシリ島に在つては、北部及び東部の海岸地方には小自作農制を見ることが出来るが内部地方はカムバニア同様の状態である。そして人民は地主の臣下たるに過ぎぬ。法律的には一八二二年に農民解放が行はれたけれども、經濟的には尙ほ昔時の隸民の状態が現今に持續されて居る。中部歐羅巴の状態に比し、明かに百年は後れて居るといはれる状態である。³⁴⁾

以上は大體伊太利に於ける、農民關係より見たる農業状態であるが、扱て進むで其の農業勞働に就いて見れば、上に述べたる農業一般の状态に照合して、以下之を示すが如き有様を窺ふことが出来る。

34) Dr. R. Leonhàrd, Die landwirtschaftlichen Zustände in Italien, Hannover 1915, S. 7-32

上部伊太利に於ける農業労働者の哀れなる状態は、夙に彼等をして労働組合を設立する必要を感じせしめ、然かも其等の組合は頗る社會主義的色彩に富めるもので、運動は先づ Mantua 州より始まつた。然るに一八七〇年代に設立せられたる最初の組合は、政府の社會主義取締令の爲めに壓倒せられたので、一九〇〇年に至つて又新たな團結を見ることとなり、其の運動は他の隣接諸州に波及し、大いなる聯合組合をも組織するに至つた。此等の組合は、労働契約に關し、從來の如く個別的なる契約の行はるゝを不利とし、之を排して其代りに集合的契約を取結ぶこととし工業労働者の組合の爲す所に模倣した。

此の新組織の下に於ては、労働者を雇入れむとする企業家は、其の申込を組合に對して爲し、組合は之に對して所要の人員を送り、其の賃金は豫め契約されたる賃金率に據ることゝせられる。そして組合は賃金を受取れば、其の幾歩かを差引いて組合の積立金の中に繰入れるのである。そして此の組合的集合契約に従はざる農企業家に對しては、屢次同盟罷業を行ひ、其の罷業數は一九〇一——二年の間に於けるだけでも六百件の多きに及むだ。此の罷業は個々の企業家が之に對する對抗策を講ずることのなかつた間は、有効であつたが、彼等は終に防禦同盟たる企業家組合を組織することとなり、組合員中の或者が、罷業の行はれたるに依て損失を被つた場合には之を組合より填補することゝし、その代り當該組合員は、労働組合と單獨平和を結ぶことの出来

ぬ義務を負はされ、労働組合に對しては常に企業家組合が對立することゝなつた。そして又、労働組合が賃金引上げの爲めにせる運動は、外形上は多く成功せるやうだつたけれども、企業家側に於て經營上に努めて機械を使用し、然かも經營を粗放的にすることゝなつた爲めに、労働に對する需要を減じ、事實上に於ては、労働者一家の所得總額は、却つて減少する結果となり、結局労働運動の此點に關する効果は、有名無實に終らしめられた。³⁵⁾

次にロマニア Romagna 地方に於ける状態は、特に困難の相を示して居る。此の地方に在つては一八八〇年代に於て土地改良工事が盛に行はれて、労働に對する需要が多かつたが、其の工事の終了と共に需要減退した爲めに、若し其所に労働者の組合團結がなかつたならば、労働者は非常な困難に陥つた筈である。けれども幸に労働組合が夙に組織されて居た爲めに、賃金は低下することなくして済むだ。然し賃金が下らぬ代り労働に對する全體の需要は益々減少することゝなつたから、やはり實際に於ては、労働者の年所得金額は、減少することゝなつた。此の事實は労働組合運動が、一定の限界を有し、其の限界は労働者が労働に有付き得べき機會と企業の生産力との繋がる點に存することを示す一適例と見ることが出来る。

斯くの如く、永續的な労働過剰の状態が存する場合には、他地方又は他國への移住が、難局を救ふ道となるのであるが、ロマニア地方の人々は、故郷を離るゝを厭ふ所から、又他地方の勞

35) Livio Marchetti, Die Organisation der Landarbeiter in Italien und die Arbeitskämpfe in der Romagna, in d. Zeitschr. f. Socialw. Neue Folge II. Jahrg. S. 354 ff.; Leonhard, a. a. O. S. 34ff.

賃は更に低きに在る關係から、此事は多く實行出來難い所であつた。

然るに同地方には、地主と雇傭労働者との中間に尙ほ分益小作人といふ第三の階級の存在する爲めに、事情は一層複雑になつて居る。此の分益小作人等も亦緊密なる團結を作つて居て、一面に於ては、小作條件を有利にする爲めに地主に對して戦ひ、他面に於ては、又雇傭労働を安く雇入れる爲めに雇傭労働者に對して戦はねばならぬ境遇に在る。そして此等の分益小作人は、完全なる獨立の企業者たるよりも、事實に於ては利益分配に預る一種の労働者と見る方が當つて居る有様だから、彼等は事情に依ては地主に對して同盟罷業を行ふことに依て、其の小作條件を有利にすることが出來るのである。斯くて即ちロマニア地方に在ては、農業人口の中に在つて、あらゆる階級間の闘争が行はれて居るのであるが、其の中間階級たる分益小作人組合は、謂はゞ洞ヶ峠に陣するものである。彼等は當初は雇傭労働者の組合に加擔して、地主に戦を排むで居たが、後又雇傭労働者組合が彼等に對して、其の労働獲得の方法、經營實行の方法等に關して立入つたる要求を提出するに至り、又彼等に對して、彼等が彼等仲間の相互的扶助に依て労働節約の方法を講ずるなからむことを要求し、更には又、雇傭労働者組合が之を認めて赤色の符號を附したる打禾機のみ使用すべく要求し、分益小作人組合の之を認めたる黃色附號の打禾機の使用を中止せむことを要求するに至つてからは、其の態度を變じ、却つて地主側に加擔して、雇傭労働者組合と

戦ふことゝなつた。

雇傭労働者の組合が、斯の如くにして、農業經營上に立入りたる容喙を爲し、特に其の生産用具に對して支配權を振はんとするに至つたことは、頗る重大なる闘争原因となり、終に一九一〇——一年に於て大騷擾を惹起し、政府は同地方を軍隊を以て占領せなければならぬ迄に至らしめた。

南部伊太利に在つては、從來斯かる自助的な労働者の團體を見ることはなかつた。といふのは農業労働者の状態が、かゝる自助運動を起すには餘りに困憊せる状態で、絶望的なるあきらめを以て事情を堪ゆるか、然らざれば其の困難が過大となつて、最早堪え得べからざるに至れば、絶望は終に、過發的な計畫なき騷擾となつて爆發するかの外なき有様だつたからである。たゞ併しシリ島に在つては、社會主義的な組合運動が漸次功を奏しつつある。其の最初の團結は一八九〇年代に出來たる "Farm" と稱せらるゝものであつて、其等は、秘密結社たる性質を有し、よく同地方住民の心狀性質を示すに足るものとする。從來教會に歸依して居た農業労働者等は、今や社會主義者を以て救世主と仰ぐに至り、神を祭る集會の代りに政治的集會が行はれることとなり、家々には基督や使徒の聖像の代りに、社會主義運動の指導者等の肖像が掲げられるに至つたのである。然し運動が餘り極端なる暴力的性質を有するに至つてからは、スリスピー内閣は

終に之に對して大斧鉞を加ふるの止むなきこととなり、其の運動の指導者等は、頓みに勢力を失墜することゝなつた。茲に於てか、今世紀の初頭頃からは、又更に平和的進化に依て、農業労働者の状態改善を計らんとする、新たな團結が漸次頭を擡げんとすることゝなつたのである。³⁶⁾

右伊太利に於ける農業労働運動の實狀に就いて見れば、同じく農業労働者と見らるべき雇傭労働者と分益小作人との間に、それぞれ別異の組合團結が出来て居て、各々其の利害に依て行動しつゝあるを知ることが出来る。そして同國の農業労働運動には社會主義的色彩の頗る濃厚なることも、注意に値する所とせなければならぬ。そしてその色彩はシリ島の如く、労働者一般の經濟状態の劣悪なる所に於て最も濃厚なることも注意を要する所とする。尙又近時農業労働者の要求が、たゞ單に勞賃の引上、失業の防止等に止らないで、進むで農業經營上に容喙するに至らんとしつゝあることも見遁すべからざる點である。要するに大體の傾向が、工業労働者の運動に於けると同様に、漸次社會主義的思想の洗禮を受け、所謂産業管理權の獲得に迄進み行かんとしてあることを見なければならぬのである。

伊太利以外に在つては、吾等はルーマニア等に於て農業労働問題の漸次困難に赴きつゝあるを見るのであるが、然し近者農業労働運動は諸國に勃興し、英獨等に於ても、漸次其勢の進みつゝ

36) Leonhard, a. a. O. S. 35-38; do. Die Bewegung der Landarbeiter in Italien, in Archiv f. Socialw. u. Socialp. XXXIV. Bd. S. 169

あるを否み難い。現に農業労働者の組合の如きも、獨逸には、獨逸農業労働者組合 Deutscher Landarbeiter Verband (seit 1913) 獨逸森林農耕及び葡萄栽培労働者中央會 Zentral Verband der Forst-Land-und Weinbergarbeiter Deutsche hands (seit 1912) 等があり、英國には全國農業労働者組合 The National Agricultural Labourers' Union なううふものゝ設立せられたるを見るのみならず、他にも續々其の設立發生を見つゝある有様なりとする。而して斯かる勢の漸次著明となりつゝあるは、工業労働者の間に於ける運動が益々大いに發展しつゝある現時の時勢の下に於ては、謂はゞ當然のことに屬し、工業労働者や鑛業労働者や交通業労働者などは、有力なる自助運動に依て、大いに其の境遇を改善し、労働自主制に對する進路を開拓しつゝあるに、獨り農業労働者のみ依然として封建の餘習に捕はれて、自ら自己の進むべき道を造り得ないで、劣悪なる状態に甘んじて居なければならぬといふ筈はないのだから、寔に時勢の然らしむる所、致方もないことゝ謂はねばならぬ。然かもそれは農業労働者の自覺に基く所たる限り、彼等の進歩を意味する次第で、事柄それ自體としては、寧ろ慶すべきでこそあれ、一概に憂慮すべき事柄ではない。

我國に在つては、農業労働者といふ中に於て、純粹なる雇傭労働者の數は比較的少數で、農業労働者の大多數は雇傭労働者たると同時に小作人たり又は小自作人たるものとする。而して雇傭労働者の間にはまだ労働組合と名くべきほどのものゝ發達せるものはなく、我國の農業經濟の實

狀よりすれば、其の發達は中々容易の業にあらざるを知るに難くない。然し乍ら、伊太利や佛蘭西などの分益小作人が、農業労働者の部類中に加へらるゝを以て正當と爲すが如く、之れと實質上相似たる我國の小作人はやはり農業労働者中に入るゝを可とするものたるからには、此等小作人の間に於ける組合運動に就いては、特別の注意を拂ふ必要ある次第で、然かも其の運動は近者著しく發展し來り、數に於ても實勢力に於ても、侮るべからざるものあるに至つた。以下少しく我國の小作人組合運動に就いて觀察を試るであらう。蓋し私は右述ぶるが如く、之を以て農業労働運動の一表顯と見るを正當と信ずるからであることを、繰返し附言して置く。

我國の小作組合運動

我國に於て小作組合運動の勃興するに至つたのは近年のことに屬する。尤も小作人が、小作米の輕減其他小作條件の改善の爲めに、隨時團結して運動を行つたことは、古くから行はれた所であつたけれども、それが纏つた運動として、組織的に行はれるに至つたのは、日露戰爭以後、特には先般の世界大戰以後新しき社會的思想の滿天下に澎湃するに至つて以後のことに屬する。今農商務省農務局の調査に照して見ると、全國に於ける小作組合の現在數は二百三十で、その組合員數二萬數千名を算する實狀である。³⁸⁾以下少しく同調査に依て、小作組合の沿革、性質、目的、組織等を窺つて見るであらう。

38) 農務局「小作組合に關する調査」

我國に於て稍々組織的なる永續的小作組合が初めて設立せられたのは明治八年のことであつて、それは實に岐阜縣に於てせられた。其後高知縣、京都府、長崎縣、島根縣等に於て弗々其の成立を見たが、日清戰爭以前の時代に在つては、其數尙ほ五指を屈するに過ぎなかつた。然るに日清戰後日露戰前の十年間に於ては、稍々多數の小作組合の設立を見、其中には種々の目的の爲めにする種々の種類のものがあつた。然るに明治四十年代に至つては、日露戰爭の影響に依る經濟界の變動と思想上の變化との爲めに、小作組合の數は大いに増加する傾向を迎へ、明治三十年代に於ける十年間の設立組合總數二十二なるに對して、四十年後の五ヶ年間に於て十九組合の新設を見ることゝなつた。そして時代が大正に入つてからは、社會運動の氣運一般的に稍々動き來れるが爲めに小作組合の數も大いに増加するに至り、大正五年迄の間に三十七組合の新設を見た。然るに世界大戰が行はれ、露西亞には大革命の爆發するあり、獨逸にも亦革命が成就するといふ風で、經濟界の大變動と社會思想の大動搖とは、我國に於ても大いなる社會的不安を惹起し、社會運動の氣運愈々鬱蒸することゝなつたから、小作組合運動も其勢に依て促さるゝ所あり、俄かに活氣を呈し來つて、大正六年以後九年に至る四ヶ年間に於て、實に百五十二の組合新設を見、從來既存の組合數を急に倍加することゝなり、爾來引續いて今日も尙ほ、續々新組合の設立を見つゝある有様とする。

而して我國に於ける此等小作組合の地方的分布を見れば、北海道其他二府二十七縣に涉つて居るけれども、就中最も多數なるは岐阜縣で、同縣下に存する組合數は百十四の多きに及び、正に全國總數の半に達して居る。岐阜縣は實に我國小作組合の發祥地で、又その成育地たり本家本元たるの觀がある。其他に於ては愛知縣下の十三組合、京都府下の十二組合、岡山縣下の九組合、兵庫、新瀉、群馬、山梨、愛媛各縣下の六組合等之れに亞ぎ、他は五組合乃至一組合位宛を有するに過ぎぬ。即ち北海道、石川(各五組合)、福島、福井、香川、高知、(各四組合)、栃木、秋田、島根(各三組合)、三重、静岡、滋賀、廣島、佐賀(各二組合)、東京、神奈川、宮城、富山、鳥取、徳島、大分(各一組合)之れである。

尤も右調査に漏れたものもあるであらうし、又我國の小作組合中には、秘密結社的のものもないではないやうであるから、實數は上に掲ぐる所よりも、更に多かるべきを思はなくてはならぬ。それに又やゝ一時的の性質を有する團結の如きをも加へ計算することになると、其數は恐らく倍以上にも及ぶであらう。内務省の調査せる小作組合數は四百六十三組合と算せられて居るのを見ても、大體の事情を察すべきである。

仍て進むで、此等多數の小作組合は、何を目的とするもので、それに從て如何やうの種類に區別せられるかを見るに、其の目的とする所は、表面に掲げられたる所に據れば、大體左の五つで

ある。

(一) 小作條件の維持改善

(二) 小作條件の維持改善及び農事の改良發達

(三) 小作地に對する競争防止

(四) 農事の改良發達

(五) 地主小作人間の協調及び農事の改良發達

右の中單純に農事の改良發達を計るといふものは、若しそれが眞實單純にそれだけの目的の爲めのものならば、其組合は小作人の間に組織されたるものであつても、實質上に於ては、何等小作組合たる特質を備へざるもので、普通の農事改良組合たるに過ぎぬ。然し乍ら表面には農事の改良といふが如き目的の掲げられたるに拘らず、内實に於ては、地主に對する、何等かの目的を備へざるものは少く、その意味に於て眞實小作人組合たる性質を有することゝなるのである。而して地主に對する、といふ意味の中には二様の意味あるを知らなければならぬのであつて、一は地主に對抗して小作條件を小作人に有利ならしむることを目的とする意味で、他は地主との間に溫情關係を保ち協調的態度を以て進み行くことを目的とするものである。

試に前掲五ヶの目的に關して之を對地主の關係に於て分類すれば、前三者は地主に對立する抗

争的の性質を有し、後二者は協調的性質を帶ぶるものとする。

即ち先づ(一)小作條件の維持改善を目的とするものに就いて見れば、それは専ら小作權の確保、小作料の輕減、其他小作條件の維持改善に關して地主に對抗し、常に組合團結の力に依て團體的交渉を試み、小作人の利益を維持増進することの爲めに存在し又運動し、場合に依ては小作爭議を惹起するを辭せざるものとする。次に(二)小作條件の維持改善及び農事の改良發達を目的とするものは、其の實質に於ては殆んど右(一)のものと多く異なる所なく、地主に對抗して小作人の利益を維持増進するを以て主たる目的と爲し、たゞ之れと併せて小作人間の和衷協同に依り農事の改良發達を計ることをも目的と爲すものたるに過ぎぬ。而してそれ等の中には又、農事の改良發達といふは、外形を裝ふが爲めに掲げたる目的たるに過ぎないで、内實は單純に地主に對抗して小作條件の維持改善のみ目的とするが如きものもないではない。次に(三)小作地に對する競争防止を目的とするものは、土地に對して小作人の數比較的に多く、從て自然小作地に對する小作人相互間の競争を惹起し、それが爲めに小作料其他小作條件を地主側に有利ならしめ、小作人側に不利ならしむるを防止し、小作人間の團結に依り、その相互の競争ならしめんとするものである。從て之れ亦其の眞實の目的とする所は、小作條件を小作人に有利ならしむることに存し實質的には右(一)及(二)のものと殆んど異なる所なく、小作人間の競争防止といふは、たゞ之を形に表して示したるものに

外ならぬ。即ち(一)及(二)と(三)とは、其の目的とする所を内容的に示したると、形式的に示したるとの相違たるに過ぎぬのである。

然るに右等の三者に對して(四)と(五)とは、何れも地主に對しては溫情的協調態度を執り、地主と小作人と協力して一面農事の改良發達を圖ると同時に、小作條件等に關する兩者間の抗争を避け和衷以て其の條件の改善を計るべきものあらば之を計らんとするものたるに外ならぬ。されば前(一)(二)(三)と後(四)(五)との間には、其の目的の上よりして可也著明なる相違の存するを否み難く、其の目的の相違に從て、前三者と後二者とは、同じく小作組合乍ら、少からずその組合としての性質を異にするものたるを謂ひ得られる。然し當初後者に屬せる組合も、事情の變化に依て變じて前者の組合とならないとは限らない次第で、兩者は互に隣接せるものではあるが、別々に分れたる限り其の性質の同じからざるものとする。

そこで、我國中の小作組合は右掲の大區別の内何れに屬するものが多いかを見るに、小作組合本來の性質から考へても解かる通り、前者に屬する抗争的の組合は、後者に屬する協調的の組合よりも遙かに多く、然かも兩者の關係は、初の頃には前者が比較的少かつたのに、後段々と前者の方が多くなつて來たのである。試に年代的に兩者の數の割合を窺つて見るに、明治三十年代に在つては前者十二、後者十。明治四十年代には前者八、後者十一。大正元年より五年迄に於ては

前者十六、後者二十一。大正六年以後九年迄の間に於ては前者七十四、後者七十八といふ有様である。

更に之を各府縣に於ける分布の狀態に就いて、對爭的組合と協調的組合との振り合を見ると、現在小作組合總數中左表に之を示すやうな有様である。

	目	的	組合數	府縣別組合數
(一)	地主に對抗して小作條件の維持改善を圖るを目的とするもの		一八	岐阜七、山梨四、京都一、群馬一、三重一、福井一、滋賀一、富山一、高知一
(二)	小作條件の維持改善及農事の改良發達を目的とするもの		八六	岐阜五八、京都八、岡山四、愛知三、福井三、廣島二、神奈川一、兵庫一、山梨一、滋賀一、愛媛一、鳥取一、徳島一、香川一
(三)	小作地の競争防止を目的とするもの		一二	岐阜一二
(四)	農事の改良發達を目的とするもの		七六	岐阜三三、愛知九、北海道四、兵庫四、福島四、京都三、岡山三、香川三、愛媛三、島根一、東京一、新潟一、三重一、静岡一、山梨一、秋田一、石川一、大分一
(五)	地主小作人間の協調及農事の改良發達を目的とするもの		三六	新潟五、群馬五、石川五、栃木三、岡山三、高知三、岐阜一、秋田二、愛媛二、佐賀二、北海道一、兵庫一、静岡一、島根一
計			一二八	

備考 以上の外目的の不明なる組合二個あり

即ち若し(一)(二)(三)を以て抗争的組合と見ることが必ずしも不可ならずとせば、總數二百二十八組合中、抗争的組合の數は實に百十六組合に及び、協調的組合と正に半々である。就中抗争的組合は岐阜縣のみに於て其數實に七十七組合といふ多數を示し、同縣に於ては協調的のものとは之に對して僅かに其の半數足らずの三十五組合あるに過ぎぬ。抗争的組合の次に多數なのは京都府で九組合。次は山梨の五、岡山及福井の四、愛知の三、廣島及滋賀の二である。他は皆一組合つゝである。

次に協調的組合に於ては、岐阜縣に次で多數なのは、愛知の九、岡山の六、北海道及愛媛の五兵庫及福井の四、京都、島根及香川の三等である。他は皆一二に過ぎぬ。

然らば此等多數の或は抗争的な或は協調的な小作組合は、如何なる組織の下に成立つて居るかといふに、我國には、未だ何等労働組合の準據すべき特別の法規なく、小作組合に關しても特別法の制定せられたるものがないから、此等既存の組合はたゞ當事者間の任意の申合せに依り、民法上の組合契約に關する一般法規に準據して組織されたるものに外ならぬ。從て法人としての人格を有することも出來ぬ。たゞ其契約に公證力を持たしむる爲めに、公正契約たらしめたるものは多く其例を見る所とする。而して小作組合を組織する者は、小作組合の性質上自ら純小作人及び小作人に近き自作兼小作人たるを原則とするが、自作農と雖も小地面の耕作を爲す者は、之に加入するを得せしむるものもある。

組合に對する加入脱退は、勿論各自の自由たるべき筈で、協調的組合に在ては、之を強制することはないが、抗爭的組合中の急進的な者に至つては、やゝ強制的の手段を講じ、加入脱退共に、利害關係者全體の歩調を亂さざらむことの必要上、之を好まざる者に對しても強制的に組合に加入し又殘留せしむるものがある。

次に組合組織の區域は或は字を以て區域とするもあれば、大字を以て區域とするもあり、又一町村一區域とするものもある。數字又は數町村を以て一區域とするものではない。然し最も多數なのは、大字を以て區域とするものである。其他尙は一地主の小作地を以て區域と定め、一地主の小作人全體が組合を組織するものもある。そして此等の單位組合の多數が集つて聯合會を形成つて居るものも、岐阜縣と鳥取縣とに其例がある。聯合會の區域は前者に在つては郡を以て區域とし、後者に在つては數ヶ村を以て區域として居る。要するに此の區域に關する事は、各組合に於ける實際の必要と便宜とに依つて定まる次第で、固より何れを可とすると概論することは出来難い。たゞ其の團結が堅固に行はれ得て、事務が有効にさへ執り行はるゝならば、區域は大なるほど組合としての勢力強かるべきで、聯合會の如きも、大規模の聯合が實現さるゝほど、組合は其の目的を果すに有力となるべき筈だと謂ひ得られるに過ぎぬ。

最後に小作組合の事業とする所は、其の目的とする所に適應する所を選び行ふに過ぎないのであつて、組合の目的の異なるに依り、其の事業も種々に別れて来る。然し乍ら地主に對抗して小作

條件の維持改善を計ることを以て目的となすものに在つては、組合は團體交渉の主旨に依り、常に組合員の利益を代表して地主に對する交渉一切の事を取賄ふを以て任務とし、地主と小作人とが個々に交渉し契約することより來る小作人各自の不利益を救ふことを事業の本旨と爲して居る。即ち此點に關しては、職工組合の事業の主旨とする所と何等の選ぶ所がないのである。試に農務局の小作調査書が、小作組合の事業中の主要事項として掲げて居るものを、列記すれば左の通りである。

一 小作條件の維持改善

（一）地主に於て不當に小作料を引上げんとし又は返地を要求したる場合に於ては、其の引上又は返地の通知を受けたる小作人が單獨交渉を行はす、之を小作組合に通知し、小作組合の決議を以て之に應ずるや否やを決定し、單獨に小作料引上又は返地に應ぜざること

（二）地主に於て小作料引上その他小作人に不利益なる要求を爲し、小作人之れに應ぜず、爲に地主に於て小作地を引上げたる場合に於ては、他の組合員は引上げられたる小作人の承諾あるに非ざれば、其の小作地を小作し、又は其の引上を爲したる地主の農業労働に従事せざること

（三）小作條件に關し地主と意見衝突し小作地引上となりたる場合、組合員中に尙小作地の殘餘を有するものあるときは、之れを相互に融通し、又は組合員中自作兼小作人あるときは、其の自作地をして之れを小作に附し、其の他困窮者は之を組合の積立金を支出して救助する等組合員

の生活を維持し、地主に對する對抗力の持續に努むること

(四) 組合の規約又は決議に違反したる者に對しては、交際の斷絶、違約金の徴收等を爲すこと

(五) 小作料經減の請求其の他小作條件の改善の目的を貫徹せんが、爲に組合員は總會の決議に依り常に一致の行動を採りて地主に對抗すること

(六) 地主に於て小作人の要求を容れざるときは、之を容れしめんが爲に、小作地を返還し組合員たる者は絶対に之を耕作せず、又地主之れを自作するに至るも其の農業勞動に従事せざる等の處置を採ること

二 小作地の競争防止

(一) 他人の現に小作しつゝある小作地の其の小作料より高き小作料を支拂ふ等の條件を地主に申込み、以て之が競争をなさざるること

(二) 小作料引上げの承諾等の事項は總會の決議に依り之れを行ひ、單獨にて地主と交渉せざるること

(三) 地主に小作地を返還せんとするときは、先づ之を組合に申出で、組合員中の小作地希望者に小作せしむる様に爲すこと

(四) 組合員の小作し居たる土地は其の組合員の承諾を得るに非ざれば、他の組合員に於て之を新に小作せざること。

(五) 組合員が他の組合員の小作地の所有権を取得したる場合に於ては、一定年限の間は其の返還の請求を爲さざること

其の他規約違反の制裁等は全く前項に説明したるものと同一である。

總て上に示す所の如きものなりとせば、我國に於ける小作組合なるものは、近時に於ける労働組合運動の氣焰に促されて、急に發達し來れるものであつて、鑛業、工業、交通業等に於ける労働組合運動の進捗と相呼應して進み、之も亦一種の農業労働組合運動として、今後益々發展し、益々有力のものとなるべきを察知するに餘りある。我國のやうに、農業上純粹なる雇傭労働階級の少い所にあつては、その間に於ける組合運動の發達すべき餘地よりも労働者としての小作人の間に於ける此の小作組合運動の發達すべき素地と餘地とが甚だ大であつて、今後に於ける我國農業労働運動は、主として此の小作組合運動として發達し、之に關する問題は農業労働問題の中心を形造るに至るべきを疑ふことが出來ぬ。私は我國に在つては、工鑛業に於ける労働運動よりも、却つて此の小作人運動を中堅とする農業労働運動が、更に急速なる發展を遂げ、更に切迫せる問題として、一大根本的解決を要求し、之を餘儀なくせしむるに至る時期の、より速かに到來するに至るなきやを恐るゝものである。(次號完結)